

学校法人山内学園寄附行為

第一章 総則 (名称)

第一条 この法人は学校法人山内学園と称する。
(事務所の所在地)

第二条 この法人は主たる事務所を福岡県福岡市南区横手二丁目二番一号に置く。

第二章 目的及び設置する学校 (目的)

第三条 この法人は教育基本法、学校教育法、私立学校法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、創意・自立・敬愛という建学の精神のもとに学校教育及び保育を行うことを目的とする。
(設置する学校等)

第四条 この法人は前条の目的を達成するため次の学校を設置する。

- 一、香蘭女子短期大学
- 二、香蘭女子短期大学附属香蘭幼稚園
- 三、幼保連携型認定こども園香蘭女子短期大学附属那珂川第一幼稚園
- 四、香蘭女子短期大学附属那珂川第二幼稚園
- 五、香蘭ファッションデザイン専門学校 専門課程・一般課程

2 この法人は前項のほか私立学校法第二十六条による収益事業を行う。

第三章 役員及び理事会 (役員)

第五条 この法人は次の役員をおく。

- 一、理事 七名
- 二、監事 二名

(理事長の選任、退任及び解任)

第六条 理事のうち一人は理事の互選により理事長となる。

2 理事長はこの法人の唯一の代表者かつ最高の経営責任者であり、原則として常勤及び専任の者でなければならない。但しこの法人が設置する学校の長もしくは教員或いは収益事業部の長と兼務することは差し支えない。

3 理事長は理事会において理事定数の過半数の議決をもって選任(再任を含む)する。
4 理事長は就任時及び再任時に、私立学校法第三十七条第2項の規定による代理人を指名するものとする。
5 理事長が次の各号に該当するときは退任とする。

- 一、この寄附行為の施行細則(以下、細則という)に定める定年を迎えたとき
- 二、辞任を申し出て理事会において理事定数の過半数の同意を得たとき
- 三、任期満了を迎え再任されないとき
- 四、死亡したとき

6 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき
理事長は理事会において理事定数の三分の二以上の議決により解任できる。

理事代表権の制限)

第 七 条 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

理事長の職務の代行)

第 八 条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第六条第4項により理事長があらかじめ指名した代理人が理事長の職務を代行する。

理事の選任、退任及び解任)

第 九 条 理事(次条二号の定めによる理事「評議員理事」を除く)は、理事長の推薦に基づき、理事会において理事定数の過半数の議決をもって選任(再任を含む)する。

2 理事が次の各号に該当するときは退任とする。

- 一、この寄附行為の施行細則(以下、細則という)に定める定年を迎えたとき
- 二、辞任を申し出て理事会の同意を得たとき
- 三、任期満了を迎え再任されないとき
- 四、死亡したとき

五、私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

3 理事が次の各号に該当するときは、理事会において理事定数の三分の二以上の議決により解任できる。

- 一、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三、職務上の義務に著しく違反したとき
- 四、役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

理事選任条項)

第 十 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- 一、香蘭女子短期大学長
- 二、評議員のうちから評議員の互選によって選出された者一人

理事会

第二十一条

- 2 前項一号、二号及び三号に規定する理事は、学長、評議員及びこの法人の職員の職を退いたときは理事の職を失う。
- 三、この法人の職員(この法人の設置する学校の教員もしくは職員及び収益事業部の職員を含む。以下この条中同じ)のうちから、理事会において選任された者一人乃至二人
- 四、この法人の功労者または学外の学識経験者のうちから、理事会において選任された者三人乃至四人。但し一名以上の学外の学識経験者を含むものとする。

この法人の業務についての最終的な意思決定機関として、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は理事長が招集する。

- 3 理事会に議長をおき理事長をもってあてる。

理事長は理事定数の三分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない。

- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。但し緊急を要する場合は、この限りでない。

- 7 理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

第十四条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

理事会は理事の過半数の出席がなければその議事を開き議決することはできない。但し、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 10 前項において、当該議事につき、細則に定める委任手続きにより、あらかじめ意思を示した理事は出席者とみなす。

理事会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほかは、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第十二条

- 12 理事会の議事については特別の利害を有する理事は、議決に加わることができない。

理事会はこの法人(この法人が設置する学校及び収益事業部を含む。この条中同じ)の次の事項を審議し決定する。

- 一、学校、学科の設置等、この法人の中・長期の目標及び事業計画

- 二、次年度の事業計画及び予算、年度中における予算外の事業及び補正予算

- 三、前年度の事業報告及び決算

- 四、土地、建物、その他重要な資産の購入及び売却

- 五、寄附行為及びこの法人が設置する学校の学則(校則、園則を含む)の制定及び改廃

- 六、合併、解散及び残余財産の帰属

- 七、役員(理事長、理事、監事)、評議員及びこの法人が設置する学校の長に関する人事

- 八、収益事業に関する重要事項

- 九、その他、この法人の業務に関し理事長が必要を認めた事項

2 理事会は年度内に原則として五回程度の定例理事会を開催するものとし、開催時期等は細則に定める。但し理事長が必要を認めるときは臨時に開催できるものとする。

3 理事会はこの法人の各部門から学事報告もしくは業務報告を求めることができる。

4 理事会の議事の内容 開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他事項は議事録に記録されなければならない。

一、議事録の作成は議長又は議長が指名した理事が行う。

二、議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

三、利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

常任理事会

第十三条

この法人（この法人が設置する学校及び収益事業部を含む。この条中同じ）の緊急を要する業務及び日常の業務の決定のため、理事会の下にこの法人の執行機関として常任理事会をおく。但し前条第1項各号の理事会の議決事項については、常任理事会が理事会に代わり決定した場合は理事会において追認されなければならない。

2 常任理事会は常勤の理事で構成し、理事長が必要を認めるときは、他の役員若しくはこの法人が設置する学校及び収益事業部の長若しくは事務責任者を出席させることができる。但し常勤の理事以外の出席者は議決権を有しない。

3 常任理事会は原則として毎月一回開催するものとし、理事長が必要を認めるときは臨時に開催できる。

4 常任理事会は理事長が招集し、理事長が議長となる。

5 常任理事会の議決は過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 常任理事会は次の業務を行う。

一、前条第1項各号の理事会の議決事項について理事会に提出する議案を策定すること

二、前条第1項各号の理事会の議決事項で緊急を要するとき理事会に代わり決定すること

三、前条第1項各号の理事会の議決事項以外のこの法人の業務について決定すること

例）諸規程の制定、資産・備品等の購入及び売却、人事の決定、学事日程の決定、教職員の就業及び給与に関する事項の決定等

四、その他、この法人の業務に関し理事長が必要を認めたる事項

7 常任理事会の議事の内容は議事録に記録されなければならない。

監事の職務

第十四条

監事は私立学校法第三十七条第3項の規定により次の職務を行う。

一、学校法人の業務を監査すること

二、学校法人の財産の状況を監査すること

三、学校法人の理事の業務執行の状況を監査すること

四、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること

五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

七、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項各号の定めに加えて、監事は必要により、この法人(この法人が設置する学校及び収益事業部を含む)の運営の状況、教育研究の状況についても監査することができる。

3 監事は少なくとも一名は理事会に出席しなければならない。また評議員会及び常任理事会にもできるだけ出席するものとする。

4 第一項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がその法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害を生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

監事の選任)

第十五条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得た上で理事長が選任する。

2 監事候補者は、理事定数の過半数の同意を必要とする。

3 監事は理事、評議員及びこの法人(この法人が設置する学校及び収益事業部を含む)の教職員若しくは役員配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任しなければならない。

4 監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

5 理事長が必要を認めるときは常勤の監事(常任監事)を置くことができる。

監事の退任及び解任)

第十六条 監事が次の各号に該当するときは退任とする。

一、この寄附行為の施行細則(以下、細則という)に定める定年を迎えたとき

二、辞任を申し出て理事会の同意を得たとき

三、任期満了を迎え再任されないとき

四、死亡したとき

五、私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

2 監事が次の各号に該当するときは理事会において理事定数の三分の二以上の議決により解任できる。

一、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三、職務上の義務に著しく違反したとき

四、役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

役員(の任期)

第十七条 理事(理事長を含む、以下この条中同じ)及び監事の任期は四年とする。但し欠員が生じた場合の補欠役員(の任期は前任者の残任期間と

することができる。

2 理事及び監事は再任することができる。

3 理事及び監事は任期満了のち後任者が選任されるまではその職務(理事長にあっては、その職務を含む)を行う。

役員（同族制限）

第十八条 理事長、理事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならない。役員への報酬、退任慰労金）

第十九条 役員への報酬、退任慰労金については細則及び別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

学園長、学園顧問もしくは名譽理事長等の任命）

第二十条 理事長が必要を認めるときは、理事会の同意を得て、学園長、学園顧問の職務若しくは名譽理事長等の称号を与えることができる。その詳細については細則に定める。

第四章 評議員及び評議員会

評議員の定数）

第二十一条 この法人の評議員の定数は十七人とし、理事会の諮問機関（第二十五条を除く）として評議員会を構成する。

評議員の選任、退任及び解任）

第二十二条 評議員は、理事長の推薦に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後、理事会において理事定数の過半数の議決をもって選任（再任を含む）する。

2 評議員が次の各号に該当するときは退任とする。

一、この寄附行為の施行細則（以下、細則という）に定める定年を迎えたとき

二、辞任を申し出て理事会及び評議員会の同意を得たとき

三、任期満了を迎え再任されないとき

四、死亡したとき

五、評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

3 評議員は次の各号に該当するときは、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後、理事会において理事定数の三分の二以上の議決により解任できる。

一、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三、職務上の義務に著しく違反したとき

四、評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

評議員選任条項）

第二十三条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

一、香蘭女子短期大学長

二、香蘭ファッショングレイン専門学校長

三、香蘭女子短期大学附属幼稚園長のうちから、理事会において選任された者一人乃至二人

四、この法人の創立者の後継人と認められる者のうちから、理事会において選任された者一人。但し適当な者がいないと理事会が判

断したときは選任しないことがある。

五、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢満二十五歳以上の者のうちから理事会において選任した者三人

六、この法人の職員 この法人の設置する学校の教員もしくは職員、収益事業部の職員を含む。以下この条中同じ）のうちから理事会において選任した者三人

七、この法人の功労者または学外の学識経験者のうちから理事会において選任した者六人。但し一号から三号の職務に兼務する者がでたとき又は四号の評議員が選任されなかったときは、評議員定数十七人を限度として六人を超えることができる。なお評議員には数名の学外の学識経験者を含むものとする。

2 前項一号から三号及び六号に定める評議員は、学長、校長、園長、この法人の職員の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

評議員会

第二十四条 評議員会は理事長が招集する。

2 評議員会に議長をおき会議のつど評議員の互選で選任する。

3 理事長は評議員定数の三分の一以上の評議員から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合又は監事から評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

5 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。但し緊急を要する場合は、この限りでない。

6 評議員会は評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決もしくは諮問に応じることができない。但し第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

7 前項において、当該議事につき、細則に定める委任手続きにより、あらかじめ意思を示した評議員は出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほかは出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決すところによる。

9 議長は評議員として議決に加わることができない。

10 評議員会の議事については特別の利害を有する評議員は、議決に加わることができない。

11 評議員会には監事は出席できるものとする。但し議決権は有しない。

12 評議員会の議事の内容 開催の場所及び日時並びに議決事項や諮問事項に対する意見及びその他事項）は議事録に記録されなければならない。

一、議事録の作成は議長が行う。

二、議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

議決事項

第二十五条 次に掲げる事項については評議員会において評議員定数の三分の二以上の議決を要する。

一、合併

諮問事項)

第二十六条

次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一、事業計画、予算、借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に關する事項

二、事業に關する中期的な計画

三、役員に對する報酬等 報酬、賞與其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の

基準

四、予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

五、寄附行為の変更

六、私立学校法第五十条第一項第一号に掲げる事由による解散

七、解散(合併または破産に因る解散を除く)した場合における残余財産の帰属者の選定

八、収益を目的とする事業に關する重要事項

九、その他、この法人の業務に關する重要事項で理事長において必要と認めた事項

任期)

第二十七条

評議員(第二十三条第一項一号から三号に規定する評議員を除く)の任期は二年とする。但し欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任することができる。

3 評議員は任期満了ののち後任者が選任されるまではその職務を行う。

評議員への報酬、退任慰労金)

第二十八条 評議員への報酬、退任慰労金については細則及び別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第五章 資産及び会計

資産)

第二十九条 この法人の資産は次のとおりとする。

一、財産目録記載の資産

二、授業料、入学金等の学生・生徒等納付金

三、国及び地方公共団体からの交付金

四、資産より生ずる果実

五、収益を目的とする事業から生ずる収入

六、寄附金品

七、その他の収入

資産の区分)

第三十条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産はこの法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産はこの法人の設置する学校に経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産、その他基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中、収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。

5 寄附金品については寄附者の指定がある場合はその指定に従い、基本財産、運用財産もしくは収益事業用財産に編入する。
(基本財産の処分の制限)

第三十一条 基本財産はこれを消費し又は担保に供してはならない。但しこの法人の事業の遂行上、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事定数の三分の二以上の議決により、その一部について消費し又は担保に供することができる。

資金の保管)

第三十二条 資金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は預・貯金として理事長が保管する。

経費の支弁)

第三十三条 この法人(この法人が設置する学校及び収益事業部を含む)の経営に要する経費は、第二十九条に掲げる資産のうち基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金を除く資産をもって支弁する。

会計)

第三十四条 この法人の会計は学校の経営に係る会計(以下、学校会計という)と収益事業に係る会計(以下、収益事業会計という)に分ける。

2 この法人の会計は学校法人会計基準により経理する。

3 この法人の会計年度は毎年四月一日より開始し翌年三月三十一日をもって終了する。

予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十五条 この法人(この法人が設置する学校及び収益事業部を含む)の予算及び事業計画は毎年度開始前に常任理事会で編成し、あらかじめ評議員の意見を聴いた上、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て決定する。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上七年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、あらかじめ評議員の意見を聴いた上、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て決定する。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

決算及び実績の報告)

第三十六条 この法人(この法人が設置する学校及び収益事業部を含む)の決算は毎会計年度終了後二カ月以内に常任理事会で作成し、監事の意見を求めたのち理事会において承認を受けるものとする。

2 理事長は毎会計年度終了後二カ月以内に、理事会で決定した決算と事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余を生じたときは理事会の議決により基本財産もしくは運用財産の積立金に繰入しまたは次会計年度に繰り越すものとする。
財務書類の備付及び開示)

第三十七条 この法人は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿 理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

情報の公表

第三十八条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一、寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二、監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿 個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- 四、役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

資産総額の変更登記

第三十九条 この法人の資産総額の変更は毎年度末現在の資産総額を会計年度終了後三ヶ月以内に登記しなければならない。

予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

第四十条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄を行うときは、理事会において理事定数の過半数の議決を要する。借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

第六章 収益を目的とする事業

事業の種類

第四十一条 この法人は第四条第2項の定めにより次の事業を行う。

物品販売業

収益の使用

第四十二条 前条の定めによって行う事業から生じた収益は、これを基本財産または運用財産に繰入れ、この法人が設置する学校の経営のために使用しなければならない。

第七章 解散及び合併

解散手続

第四十三条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一、理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二、この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

三、合併

四、破産

五、文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

残余財産の帰属者)

第四十四条 前条によって解散合併または破産による解散を除くした場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した三分の二以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

合併)

第四十五条 この法人が合併しようとするときは理事会及び評議員会においてそれぞれの定数の三分の二以上の議決がなければならない。

2 前項による合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を発しない。

第八章 寄附行為の変更

寄附行為の変更)

第四十六条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第九章 補則

書類及び帳簿の備付)

第四十七条 この法人は、第三十七条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

一、役員及び評議員の履歴書

二、収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

三、その他必要な書類及び帳簿

公告の方法)

第四十八条 この法人の公告は香蘭女子短期大学、香蘭ファッションデザイン専門学校に掲示場で行う。但し理事長が必要を認めるときは有力新聞二紙以上に掲示する。

責任の免除)

第四十九条 役員が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法で準用する一般社

団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

責任限定契約)

第五十条 理事 理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。又は監事 以下この条において 非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金五十万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

施行細則の制定及び改廃)

第五十一条 この寄附行為の施行についての細則は常任理事会において定める。

付 則

一、この寄附行為は昭和三十三年四月一日より施行する。
二、この法人の設立当時の役員は次のとおりとする。

理事長	山内	ヨシコ
理事	海江田	喜次郎
理事	山内	俊爾
理事	橋上	保久
理事	有田	一壽
理事	山田	ミサヨ
理事	家永	豊太
監事	永岡	茂
監事	結城	茂枝

三、この寄附行為は、昭和三十五年七月八日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和三十七年十月二十九日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和三十八年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和四十年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和四十二年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和四十四年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和四十六年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和四十八年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和五十年十月九日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和五十二年十一月五日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和五十四年二月十八日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和五十六年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和五十八年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、昭和六十二年四月一日から改定施行する。

この寄附行為は、昭和六十三年十二月一日から改定施行する。
この寄附行為は、平成元年四月一日から改定施行する。
この寄附行為は、平成十年八月十四日から改定施行する。
この寄附行為は、平成十一年三月三十一日から改定施行する。
この寄付行為は、平成十五年四月一日から改定施行する。
この寄付行為は、平成十六年四月一日より改定施行する。
この寄附行為は、平成十七年四月一日より改訂施行する。
この寄附行為は、平成十八年四月一日より改訂施行する。
この寄附行為は、平成二十年四月一日より改定施行する。
この寄附行為は、平成二十三年四月一日より改定施行する。
この寄附行為は、平成三十一年一月二十三日より改定施行する。
令和二年 一月十五日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。

香蘭女子短期大学の学科の存続に関する経過措置

香蘭女子短期大学の被服学科は寄附行為第四条 一項の規定に関わらず平成二十年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。